


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉 沢 寿 子		
件 名	東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>介護保険法の指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定基準について、厚生労働省令により規定されていたが、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、平成25年4月から市の条例において規定し、運用を行ってきた。この度、条例における基準の基となっている厚生労働省令について、一部改正が行われたため、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「指定小規模多機能型居宅介護」の登録定員上限について、25名から29名に変更 ・暴力団排除の規程を追加 <p>(2) 施行日</p> <p>平成27年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>登録定員上限の増により、より多くの利用者へのサービス提供が可能となる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年1月 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令 公布 ・平成27年1月 東大和市地域包括支援センター運営協議会で条例一部改正案について審議 ・平成27年1月 文書課において審査済 					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>平成27年第1回市議会定例会に、議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。